

1. 営利事業者が手数料を計上する場合、仲介事実を証明する資料を提出しなければならない(財政部北区国税局 2015/9/21)
2. 営利事業所得税の移転価格に関する調査の対象抽出作業が間もなく行われるため、営利事業者の申告が規定に適合しない場合は直ちに更正が必要(財政部北区国税局 2015/9/15)
3. 貸倒損失の計上年度は、督促の内容証明郵便の送達日を基準とする(財政部南区国税局 2015/9/14)。
4. 営利事業者が法令違反により処罰された場合、費用として計上してはならない(財政部北区国税局 2015/9/15)

公表元	財政部北区国税局
テーマ	営利事業者が手数料を計上する場合、仲介事実を証明する資料を提出しなければならない
公表内容	<p>財政部北区国税局によると、営利事業者が手数料を計上する場合、契約、またはその他の仲介事実を証明する資料を税務機関に提出してはじめて認定される。</p> <p>当局の説明によると、手数料の支払は営利事業者が仲介人、代理人または代理店への製品販売または役務提供に対して支払う報酬であるため、手数料支払の必要性は、仲介人、代理人または代理店による実際の仲介サービスの提供有無により認定する。もし実際に仲介サービスを提供していない場合、形式的には契約書や支払い証明があっても、当該支出は事業に必要なまたは合理的な費用には該当しない。</p> <p>当局がある会社の2013年度営利事業所得税確定申告案件を審査した際、当該会社が国外への手数料支払9千萬元を計上しているのを発見した。当該会社は手数料に関する契約書、銀行の振込証明等の形式要件により資料提出したが、具体的な仲介サービス提供の事実及び手数料計算などの事業に必要なことを証明する資料を提供できなかったため、当局より否認され追徴された。また、これに類似した案件では行政救済手続及び最高行政法院の訴訟まで行ったが、同じく却下されている。</p> <p>当局は営利事業者に対し、税法の規定に準拠するため、手数料計上は事業での必要性、並びに仲介事実の証明資料の提出が必要であることを注意喚起している。</p>
公表日	2015/9/21

公表元	財政部北区国税局
テーマ	営利事業所得税の移転価格に関する調査の対象抽出作業が間もなく行われるため、営利事業者の申告が規定に適合しない場合は直ちに更正が必要
公表内容	<p>財政部北区国税局によると、移転価格の調査を確実に行うことにより、営利事業者が独立企業間価格に反した取引を行い、我が国の納税義務を回避または減少することを防ぐため、当局は2015年10月1日から管轄内の2014年度移転価格調査の対象抽出作業を行う。営利事業者が関係会社と取引を行っており、その営利事業所得税の確定申告において以下の状況がある場合、優先的に抽出対象とされる：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一、申告の粗利益率、営業利益率及び当期純利益率が同業他社より低い</li> <li>二、グローバルのグループ全体の利益はプラスであるが、国内の営利事業者の申告が欠損、または申告した利益がグループ内の他の企業より顕著に低い</li> <li>三、当年度及び過去2年度の連続3年間に申告した損益について、変動が激しい</li> <li>四、規定の様式により関係会社間取引に関する資料の開示を行っていない、もしくは、移転価格報告書または移転価格報告書の代替文書を準備していない</li> <li>五、関係会社間の有形資産の移転又は使用、無形資産の移転または使用、役務の提供、資金の使用またはその他取引があるが、対価を受取っていないまたは対価が独立企業間価格原則に適合していない</li> <li>六、免税または低税率国・地域に設立された関係会社と取引しており、金額が巨額または取引が頻繁である</li> <li>七、租税優遇を享受している関係会社と取引しており、金額が巨額または取引が頻繁である</li> <li>八、その他独立企業間価格原則に適合しない取引を行い、納税義務を回避または減少させている</li> </ul> <p>当局は、営利事業者が「営利事業所得税非独立企業間移転価格監査準則」の違反による追徴及び罰則を避けるため、移転価格の関連法令規定に従っていない場合、直ちに管轄税務機関に更正申告し、自ら追加納付するよう注意喚起している。</p>
公表日	2015/9/15

公表元	財政部南区国税局
テーマ	貸倒損失の計上年度は、督促の内容証明郵便の送達日を基準とする
公表内容	<p>もし得意先の売上代金の回収期限を2年超過し、督促しても回収できない場合、営利事業者はその貸倒損失の計上年度を、督促の内容証明郵便の送達日を基準とし、督促郵便を送付した年度ではない。</p> <p>財政部南区国税局よると、回収期限を2年超過した売掛金、受取手形及び各債権が回収の督促をしても回収できない場合、内容証明郵便の送達資料または裁判所の督促証明を取得すれば、貸倒損失を認識することができる。但し、特に注意が必要なことは、督促の内容証明郵便の送付年度と送達年度が異なる場合、内容証明郵便の送達日を貸倒損失の計上年度とする。</p> <p>当局が甲社の2013年度営利事業所得税確定申告案件を審査した際、甲社は貸倒損失100万円あまりを計上していた。それは甲社の2010年11月のA社に対する売上であり、A社は経営難のため、代金は2年を超過しても返済されていなかった。甲社は2013年12月30日に内容証明郵便を発送し、かつ2013年度に貸倒損失100万円あまりを計上した。国税局の審査において、当該内容証明郵便は2014年1月5日にA社に送達していたことが発見されたが、規定により督促の内容証明郵便の送達日を貸倒損失の計上年度とするため、甲社の当該貸倒損失は2014年度に計上すべきであり、2013年度ではない。従って、甲社は2013年度に17万円あまりを追徴課税された。</p> <p>国税局は、貸倒損失を計上する場合、債権回収が2年を超過したものについては内容証明郵便の送達資料または裁判所の督促証明を取得することに加え、内容証明郵便または督促証明の送達年度に貸倒損失を計上すべきであることを営利事業者に注意喚起している。</p>
公表日	2015/9/14

公表元	財政部北区国税局
テーマ	営利事業者が法令違反により処罰された場合、費用として計上してはならない
公表内容	<p>財政部北区国税局によると、営利事業者が食品安全、交通法規及び環境汚染などの法令に違反して処罰された際の罰金は、費用として計上することはできない。</p> <p>当局の指摘によると、所得税法第38条では各種罰則は費用として計上することができないとされている。その法の趣旨は、上記の罰則は法令違反の処罰であり、仮に費用計上できるとすると政府の税収で営利事業者に補助すると同じこととなり、処罰の効果が無くなってしまうためである。</p> <p>当局が管轄内のA社の2013年度営利事業所得税確定申告案件を審査した際、会社の販管費の中に食品安全法令に違反して受けた100万円の罰金が計</p>

	上されており、上記の規定に基づき当該支出を否認し 17 万円を追加納税した。当局は、所得税法第 38 条により各種法令違反による罰金は、税法だけでなく、例えば食品安全、交通法規及び環境汚染など各種法令の違反による罰金であっても、すべて費用として計上してはならないことを営利事業者に注意喚起している。
公表日	2015/9/15

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

手続期日		手続内容
自	至	
1/1	2/2	各種源泉徴収及び源泉徴収免除票、利益配当票、信託財産の各所得票資料申告
2/1	2/28	資産再評価申請(暦年制を採用する場合)
2/1	2/10	小規模営業人の第 4 四半期(前年度の 10-12 月)の営業税納付
5/1	6/1	営利事業所得税確定申告、株主税額控除可能口座変動明細表及び前年度の未処分利益の確定申告
5/1	5/10	小規模営業人の第 1 四半期(1-3 月)の営業税納付
8/1	8/10	小規模営業人の第 2 四半期(4-6 月)の営業税納付
9/1	9/30	営利事業所得税の中間納税申告 (暦年制を採用する場合)
11/1	11/10	小規模営業人の第 3 四半期(7-9 月)の営業税納付
毎月 1 日	毎月 15 日	毎月を一期として営業税申告する許可を受けた営業人が、前期(前月)の売上額、要納付税額または還付税額を申告
奇数 月の 1 日	奇数月 の 15 日	営業人が前期(前 2 か月)の売上額、営業税要納付税額または還付税額を申告
会計年度終了 前 1 か月以内		新規設立営利事業者の青色申告書使用の申請

EY 安永

Assurance アシュアランス | Tax 税務 | Transactions トランザクション | Advisory アドバイザリー

#### EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。

EY 台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財団法人安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com) をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young, Taiwan  
All Rights Reserved.

APAC no. 14002053

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.ey.com/taiwan](http://www.ey.com/taiwan)